

議事日程第3号

令和6年9月12日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（7番～8番）

日程第3 議案の委員会付託6件

認定第1号 令和5年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和5年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第6号 令和5年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 鈴 木 篤 志	2番 広 川 大 介
3番 山 田 徹	5番 可 児 さとみ	6番 鈴 木 秀 和
7番 清 水 亮 太	8番 奥 村 悟	9番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸	副 町 長 筒 井 幹 次
教 育 長 奥 村 恒 也	総 務 部 長 各 務 元 規
企 画 部 長 田 中 克 典	民 生 部 長 中 村 治 彦
建 設 部 長 早 川 均	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 高 木 雅 春
総 務 課 長 土 谷 浩 輝	企 画 課 長 山 田 敏 寛
ま ち づ くり 課 長 荻 曾 弘 太 郎	税 務 課 長 丸 山 浩 史

住民環境課長 金子 文 仁
福祉子ども課長 古 川 孝
上下水道課長 可 児 英 治
亜炭鉦廃坑
対策室長 木 村 公 彦
生涯学習課長 日比野 克 彦

保険長寿課長 大久保 嘉 博
農 林 課 長 渡 辺 一 直
建 設 課 長 石 原 昭 治
会 計 管 理 者 塚 本 政 文

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日比野 浩 士

議会事務局
書 記 井 戸 芳 枝

開議の宣告

議長（大沢まり子さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

なお、本日の会議はインターネット配信用にビデオカメラによる撮影を行います。撮影の都合上、一般質問の間、3番 山田徹君の議席を後列右端の位置に変更していますので御了承ください。

また、岐阜新聞社様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 清水亮太さん、8番 奥村悟さんの2名を指名します。

一般質問

議長（大沢まり子さん）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

それでは、5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

皆さんおはようございます。

本日は2日目、1番ということで多少緊張しておりますが、内容については大変柔らかく温かいものになっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議長にお許しをいただきましたので通告に従って質問をさせていただきます。

昨年の12月の議会で地域づくり助成事業について質問をさせていただきましたが、その後の助成事業と支援体制について質問をさせていただきます。

本町はこれから、町民と協働のまちづくりの中で自主的な町民のまちづくり活動はますます必要不可欠です。今後設立を予定しているファンクラブにおいても、町の活性化につながる地

域のために活動する団体が町にとって重要な位置づけとなり、今後もどんどん増えてほしいとの町の見解を伺いました。しかしながら、町から活動に方向づけや要求をできるものではありません。現在活動中の団体やこれから自主活動を始めようとお考えの町民を町として、全力でサポートする環境を整えていくことが重要ではないかと考えます。以前からまちづくりに関して、様々な相談に乗っていただけるような専門的有識者や経験者のアドバイス支援を強く望みたいところですが、現状ではかなっておりませんので、せめて活動中の団体同士が交流したり意見交換などをして、お互いに課題を解決したり、新しい発想や展開、活動の拡大に結びつくような環境を町が整えていくことはできないのでしょうか。

まちづくりの自主的な活動は皆さんの愛郷心がなければ生まれません。現在、町民の中には町に貢献したい、自分に何ができるか、どのようにしていけばいいのか経験や情報がないので動き出せないと戸惑っていらっしゃる方々も実際は多くいらっしゃるのではないかと思います。そんな団体や町民個人が自由にコミュニケーションを取れる機会があれば、地域活性化活動の小さな始まりが期待できます。例えば、町の人たちが気負いなく楽しみながらお茶でも飲み、リラックスをして、町についていろんなことを話すことができるような場所、拠点、そして人と人がつながれる、人と地域がつながれる、いろんな情報が行き交うような、つまりしゃべり場、語り場、たまり場のような場所や機会があれば、町民相互のコミュニケーションの中に宝探しのようにいろんなアイデアやヒント、何かを始めるきっかけを得るチャンスもあり、町民のわくわくする活動の芽が生まれるのではないかと考えます。

協働のまちづくりに関して、費用がかかる、かからないは別にして、まずは楽しい活動が生まれるような環境づくりも大変重要な支援だと考えております。さて、昨年状況では町の助成事業に地域活性化につながるまちづくり活動団体の申請が年々減少し、先が不安視されておりましたが、このたび、ただ手を広げて待つのみではなく地域づくり助成制度を町民が使いやすく見直していくとの前回の御答弁でしたので、現況について1項目3点、お尋ねをいたします。

地域づくり団体の助成事業と支援体制についてです。

今までもこの制度は繰り返し見直しをされていると聞いておりますが、1つ目、今回の助成金制度の見直しはどのようになりましたか。

2つ目、新しい制度の反応、そしてその申請状況などを教えてください。

3つ目、助成金以外の支援体制の充実へのお考えは町にはあるでしょうか。

以上、3点について御答弁をお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

企画部長 田中克典さん。

企画部長（田中克典さん）

おはようございます。

それでは、3点の御質問にお答えいたします。

1つ目、助成金制度の見直しについてですが、令和6年度から地域づくり助成制度は団体がより活動しやすくなるように、まちづくり活動等応援補助金にリニューアルしております。リニューアルに際してはこれまでの地域づくり助成を受けた団体にアンケートを実施し、さらに活用しやすい制度とするためには何が必要かなどの御意見をお聞きいたしました。御意見の中では、速やかな助成決定とその後の事業期間が確保されること、既存の助成団体も新規事業に再申請できることにしてほしいとの意見がありましたので、大きく2点を改善したところでございます。

1点目については、補助金の申請団体が助成後早く活動を始めることができるように計画審査のスケジュールを見直し、令和6年度からの事業については1月に募集を開始し、3月に審査を行っております。

2点目については、審査会を経て事業が承認された団体を登録する名簿登録制へと変更いたしました。そして、これまでどおりの補助メニューに加えまして、既に助成事業を終了した名簿登録団体でも、新たにまちづくりの推進に資するイベントを開催しようとする場合に活用できるまちづくり推進イベント事業という新たな補助メニューを追加したところでございます。

次に2つ目の御質問、新しい制度の反応、申請状況につきましては、本年1月にまちづくり活動等応援補助金の募集をしたところ、2団体から申請があり、審査の結果2団体とも承認しております。また、6月には2次募集を行い、ここでも2団体からの申請があり、合計4団体が今年度に活動を行うこととなっております。さらに、新たに追加した補助メニュー、まちづくり推進イベント事業には1団体から申請があり、交付決定後6月にイベントが開催されております。同団体は10月にもイベントを開催する予定でございます。

最後に3つ目の御質問、助成金以外の支援体制の充実についての考えなどを申し上げます。

このまちづくり活動等応援補助金については、まだまだ制度や支援の内容が知られていないことや、活動したいと考えている方が実際に活用できるのかどうかの理解が進んでいないということも課題であるのではないかと感じております。現在も、団体や個人から地域づくりイベント等を実施したい旨の相談があったときには実施に向けてのプロセスなど相談に応じるとともに、本補助金を活用できるものについてはこちらから積極的に提案し、また外部資金の紹介もしております。その他、新たな活動を始めたい方や団体の立ち上げに意欲のある方の興味を引くよう、例えば地域づくり活動の事例などをお話しいただける講師によるセミナーの開催や、地域づくり活動についてお気軽に御相談いただける場の提供なども検討していきたいと考えて

おります。

議員におかれましても、御自身の地域づくり活動での御経験などから、助言や制度などの御案内、町窓口での相談受付をお知らせいただくとありがたく存じます。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

ありがとうございました。今年は、何とか申請団体が集まったみたいなので私も一安心しております。

1月と6月に募集されたということですが、これは助成金にまだ余裕があったので再度募集されたということでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

企画部長 田中克典さん。

企画部長（田中克典さん）

御質問のとおりでございます。1月に募集して、まだ補助金の予算の枠がありましたので再度募集させていただいて御提案いただいたということでございます。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

ありがとうございます。

こちらの助成金を今、1月と6月で4団体が申請されたということですが、これはまだ余裕があって募集をかけられるような予定はありますか。

議長（大沢まり子さん）

企画部長 田中克典さん。

企画部長（田中克典さん）

今年度につきましては、もうこれから下半期に入っていくということもありまして、今のところ再度の募集というのは考えていないというところでございます。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

ありがとうございます。

別の再質問をしていいですか。

議長（大沢まり子さん）

答弁に対する再質問ならよろしいですよ。

5番（可児さとみさん）

既存団体とか新規の団体を登録制にされた。うちにもアンケートが届きまして、以後登録をされますかということなので、取りあえずは活動中ですので登録をさせていただきましたが、登録によって、どのようなことにこの登録が使われるのでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

企画部長 田中克典さん。

企画部長（田中克典さん）

今回の登録をしたことによりまして、先ほど説明もさせていただきましたが、そちらの団体がまた新しいイベントとか活動をしたいということになったときには、それに対する申請をしていただければ補助メニューの対象ということにもなりますし、また町のほうとしては名簿を管理していることになりますので、今後そういった活動を維持していただいている団体に対して御連絡したりとか、何か御協力をいただくとか、そういったところにも御連絡をしたりできるかなというふうに思っております。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

新規にしる、既存にしる、そこに登録をしておかないと今度イベントの申請は受けられないということですか。

議長（大沢まり子さん）

企画部長 田中克典さん。

企画部長（田中克典さん）

今後、この助成制度を申請していただくときには採択で名簿のほうに登録していただくことになりますので、新しい団体がこの補助金を申請しようとしたときには、こちらとしては採択するのと併せて名簿にまず登録していただきますので、今後、名簿の登録団体が増えていくというようになると思います。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

すみません、ちょっと分かりにくかったですけれども、新規でも、イベントの1回だけというような申請はできて補助も受けられることがありますか。ふだん活動している、立ち上げそして継続というような4年の活動をする団体が登録してその人たちがイベントをするときは申請できるけど、新規に、イベントだけをやりたいという、そういうグループもあるとも思うんですけれど。

議長（大沢まり子さん）

企画部長 田中克典さん。

企画部長（田中克典さん）

新しい団体が新規で1つということの申請があれば、そちらのほうについても今回の補助メニューの対象で助成金の対象となるということでございます。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

ありがとうございました。それでは、以前よりも大分使いやすくなったようにも感じます。あと、年度始まりからスタートできるような受付も早くされて、既存団体にもそれは有効ですし、また新規の方々にも有効に機能するんじゃないかなというふうな感じを受けました。

そして3つ目の質問についてですが、こちらは大変心強い答弁をしていただいたと思います。経験者によるセミナー、初めてやられる方はどんなことができるのかとか全く分からない状態なので、いろんな人の話を聞いて、その人たちの活動を見たり聞いたりして、こんなふうに影響があるんだということも知ることができるので、そういったセミナーなど、結構関心がある方も多いと思うので、たとえそれがその集まりに少なくともそれはいいと思うんですね。そういう聞きたい人が少しでもいれば、その人たちにそういう情報を提供していくということはこれから続けていっていただきたいと思います。

助成金その他立ち上げについての相談業務を、引き続き窓口ですということですが、一般の方々には助成金絡みでないとなかなか相談には行きにくい状況だと思うので、その辺も結構、町のほうからPRしてやってみませんかというような呼びかけなどをしていただければいいかなとは思っています。今後も、そのようなところをどんどん情報提供を続けていっていただきたいと思います。ありがとうございました。

本町にとって、これからのファンクラブ、まちづくり協議会の立ち上げに町民の参加は大切

です。協働のまちづくりに多くの町民が取り組み、安心して活動できるよう、町には全面的なサポートをお願いしたいです。この質問の際に、社会福祉協議会なんかにもお話をいっぱい伺いに行ったんですけれども、社会福祉協議会では、地域福祉分野においてボランティアセンターがあって、相談や支援などに熱心に取り組まれています。一生懸命頑張ってみえますし、町民を集めてワークショップをやったり、自分たちから課題を見つけて、それをどうしていこうかというような活動の糸口というものをみんなで共有しているという取組がされていますが、本町にはこの福祉以外、多分野・多岐にわたる市民活動を支える、近隣市にはあるんですが市民活動サポートセンターというような拠点がありませんので、今はまちづくり課の窓口ということになっていますが、そういった市民活動サポートセンターのような拠点がありません。まちづくりについて、気軽に楽しく、自由に学べる、話し合える場、市民活動のよりどころとなる拠点や機会が必要だと考えます。

活動のノウハウの提供や課題解決の相談や、そして個人、新規団体、既存団体の活動の交流や、または活動と活動のコーディネートとか人と人とのコーディネート、そこから地域にも及んでコーディネートとか、それらの活動団体が活動する上でどんどん輪を広げていきたいので、それに協力していただけるボランティアを募るような支援の仕方とか、それらの団体が、以前も申しましたけれども、情報を発信するののお手伝いとか支援・援助などを行うことで町民の地域活性化に向けた活動への参加がスムーズに行えると考えます。さらには、ネットワークが広がって活動が活発化していくような、そういった支援の環境をぜひ本町でも創出していただけることをお願いします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで、可児さとみさんの一般質問を終わります。

続きまして、7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

おはようございます。

今回は町民ホール建設計画休止について質問いたします。

現在計画されている新庁舎等整備事業において、町民ホール建設については休止するという判断を町長は新たに示しております。町民への説明会の資料には町民ホールは休止します。ホール整備への強い要望があることは認識した上で、本来の必要性やコスト、求める機能や場所を含め、改めて町民の皆様と議論しますと書かれています。ホール休止については、個人的には思うところがありますが、総額を減らしたいという考えは受け止めざるを得ないように考えています。

新庁舎等整備事業について、いたずらに時間をかけたくないという考えなので、新庁舎等整備事業の中では優先順位の低い町民ホールを諦めることは仕方のないことかもしれません。一方で、御嵩町の負担とホールを建設する意義をてんびんにかけて議論するのが平時における本来の在り方であるはずです。

新庁舎等整備事業に関する第三者委員会調査報告書には、建設費用や当該建設費用が財政面に与える影響について深い議論がなされないまま計画に組み込まれたとホール建設についての指摘がなされています。その指摘が正しいのか間違っているのか、評価が分かれるかと思いますが、今回ホールを休止するという議論も深い議論がなされての結論かといえ、そのような評価をすることは難しいのではないかと思います。分かりやすく総額を下げるにはホール建設を削減するのが手っ取り早く、ホールの存在意義や有利な財源を利用して建設するホールがどれくらい町の負担になるか、許容できるのか否か、維持費はどれくらいになるのか、そういった議論は必ずしもなされたわけではありませんでした。

一度計画として広報されたものを取りやめるのであれば、もう少し多角的な議論がなされてもよかったですように思いますが、過ぎたことを言っても建設的ではありません。スピード感のために、ホール建設を計画から切り離れたからには新庁舎等整備事業は加速させていかなければなりませんし、ホールについては改めて今後深い議論の下、最終的な判断をしていかなければならないと思います。

今回の説明では、ホールについて休止という言葉を使っています。休止とは、仕事、活動などを一時休むこと、また動きが止まることを指すようです。つまり再開が前提の言葉です。休止という言葉からは町民ホールは必要がない、費用対効果がないと判断され全くの廃案となったわけではないと理解しますし、町においても、防災やまちづくりの観点から少なからずホール建設の意義があると考えているものと推察しております。

これから、町民ホールの議論をどのようにしていくのか、そのプロセスやスケジュール感を改めて確認していきたいと思えます。新庁舎等整備事業の町民説明会の資料において、ホール建設については強い要望があることを認識している、必要性やコスト、場所について改めて町民の皆様と議論すると説明されております。町民の皆様と議論するとのことですが、具体的にどのような方法を取られるのか気になるところです。旧来の計画においてはワークショップやパブリックコメントなどを用いており、議会も住民懇談会を開いて意見を聞いてきましたが、それでも意見集約が不十分との意見が一部出ておりました。金額が大きいゆえではあると思いますが、回数が問題なのか、やり方が問題なのか、限界があるのは分かりますが町も議会も新庁舎等整備事業で得た経験を生かさなければなりません。よりよい方法を模索していく中で、現状ではどのような方法で町民との議論を進めていくお考えでしょうか。

新庁舎等整備事業から切り離された以上、ホールをどうするか考える時間的余裕が生まれたことは事実であると思います。慌てる必要もありませんが、いたずらに時間をかけていくことも望ましくありません。計画から外した関係で、議論を再開するタイミングもかなり難しいように思います。現状で、どのようなスケジュール、タイミングで議論を再開していくのかお答えください。計画休止を発表されてあまり間もない中で、このような質問には答えにくいこととは思いますが、休止という言葉に希望を見てもおります。それは決して私だけではないかと思えます。ぜひ道筋を示していただきたいと思えます。

2点質問いたします。

1点目、ホール建設の是非について、今後どのように議論を進めていきますか。

2点目、今後どのようなスケジュールで議論を進めていきますか。

以上2点、御答弁をお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

おはようございます。

初めに、議員も御承知のとおり、6月から5回にわたりまして御嵩町及び御嵩町議会新庁舎等整備事業懇談会において町と議会で議論を重ねた結果、新庁舎等整備事業の今後の方針について一定の合意に達したところでございます。それを踏まえ、8月19日から26日にかけて今後の方針に関する町民説明会を町内3会場において開催し、町民に説明をさせていただいたところでございます。その中で、まずは最優先課題である庁舎、中保育園、中児童館の整備を進めていくこととし、町民ホールについては清水議員が質問の中で触れられたとおり、本計画では休止することを示させていただいたところでございます。

それでは、いただいた2点の質問について、これはまとめてお答えしたいと思います。

町民ホール整備に対する町民の要望があることは十分認識しております。一方で、第三者検証委員会による調査報告書にも記載のとおり、町民ホールの建設費用や将来の財政面に与えるインパクトという側面からの深い議論がなされず計画に組み込まれていたことなどから、そのものの必要性からの議論が不十分である感は否めないという指摘がございました。

そこで、新たに整備する町民ホールについては、町議会と一緒に行いました懇談会では建設費用や財政面に与える影響といった総事業費の縮減はさることながら、そのものの基本的な部分、例えばその目的に沿った本来の必要性や維持コスト、稼働率の見込みや適正な利用料の設定、効果的な整備を進めるための財源確保、建設場所等について、さらなる議論が必要という考えに至り、現時点では休止とさせていただきました。

町といたしましては、これら様々な課題について総合的に検討するために調査研究を進めていく考えでございます。また、町民ホール建設を望む町民による主体的な議論を当然妨げるものでもございません。町民ホール建設を望む方々を中心とした町民同士での勉強会の開催も可能であるというふうに考えております。その際、勉強会等に必要な資料提供の御相談があれば対応させていただきたいとも考えております。町が町民ホール建設の議論を開始できるタイミングといたしましては、調査研究を進め検討材料がそろった段階にならざるを得ないというふうに想定をしており、調査研究には一定の期間を要すると考えておるため、現時点では具体的なスケジュールを示すことは困難であることを御理解いただきたいと思います。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

ありがとうございました。

ホール休止について、やっぱり強い要望を認識した上で、本来の必要性やコスト、求める機能や場所も含め町民の皆様と議論をしますなので、この議論をしますの主体は町だと思うので、民間の方に議論していただくというのはすごく重要なことですけど、そこからの町との関わり方、現状ではスケジュールは当然示せないというのは理解しますが、将来的にそういったプロセスが行われるという認識をしてよいのかどうかをちょっと確認したいと思います。

議長（大沢まり子さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

御質問をいただきました。2つの要素があるかというふうに思っておりますけれども、住民の方々のニーズというとおかしいですけど、そういったホールが必要であるという要望、情勢という部分のことが一つ、それから行政側のほうで先ほど申しましたような様々な観点から分析調査をして妥当かどうかという判断をしていくということも必要かと思っております。それらがある程度整った時点で議論していくということにはなろうかと思っておりますので、そういった点に一定の時間が必要だというようなことを申したものでございますので、準備が整ってきた段階で議論に進んでいくというふうに認識をしております。

〔7番議員挙手〕

議長（大沢まり子さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

ありがとうございます。

今回この質問をしたのは、休止とって間もない中で答えにくいのは間違いないですし、多分具体的なこともなかなか言いづらいということは分かった上で、私としてはホール建設の議論をするということを絶対に忘れないでくださいというような意思を込めて質問をさせていただきましたので、その点を覚えていただきたいなと思います。議論する資料やら何やらの提供もしていただけるということなので、しっかりとその議論をしていく中で、最終的に結論を出すというプロセスが確認できたので、一定の理解を私もしましたので質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

議長（大沢まり子さん）

これで、清水亮太さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は9時45分といたします。

午前9時35分 休憩

午前9時45分 再開

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開します。

議案の委員会付託

議長（大沢まり子さん）

日程第3、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています認定第1号から認定第6号までを、質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。

初めに、認定第1号 令和5年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

それでは、1点だけお聞きしたいと思います。

44ページですが、主要な施策に関する説明書、可児才蔵槍レプリカ作製事業についてであります。

令和5年度の予算の委員会質疑の折に私が質問をしましたけれども、177万3,000円の予算で、そのときの説明では可児才蔵やりのレプリカのほかに、ケースなど8つの項目を作製すると聞いておりました。入札結果を見ても、8つのものを作製されています。契約価格は167万2,143円で、決算額は175万2,377円になっています。8万234円の差がありますけれども、これはなぜでしょうかということ。

それからもう一点ですが、成果の中で、イベント等で活用を図ることで可児才蔵の魅力を発信したと書いておられますけれども、図書館へ寄りますと2階のロビーにいつも置いてありますが、実際のところ作製されたのが昨年10月末でしたので、約1年ほど経過するわけですが、この1年間にどのように活用されたのか、それから今後の活用方法について何かあればそれもお聞かせいただきたいと思います。以上、よろしくお願いします。

議長（大沢まり子さん）

生涯学習課長 日比野克彦さん。

生涯学習課長（日比野克彦さん）

ただいまの奥村議員の御質問にお答えいたします。

才蔵やりレプリカにつきまして、作製途中で仕様の変更が必要になりましたので、8万円ほどの増額を行って最終のこの決算額になったものでございます。それから、イベントでの活用につきましては昨年度、やりが完成した際に願興寺でお披露目のイベントを実施したほか、その後、関ヶ原の古戦場記念館におけるイベントで可児才蔵のPRに用いさせていただき、まちづくり課と連携しながら活用を進めております。

今後につきましても、関ヶ原でのイベントでの活用も予定しておりますし、まちづくり課と連携して活用を進めていく予定ですのでよろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

委託ですので、契約価格についての8万円ほどは契約変更ということでしょうかね。

議長（大沢まり子さん）

生涯学習課長 日比野克彦さん。

生涯学習課長（日比野克彦さん）

ただいまおっしゃったとおり、契約を変更したものでございます。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

活用方法で、この前短冊で、願興寺のところでやりをまちづくり課の職員が持ってきてやっていたみたいですし、関ヶ原のほうにも一、二回は行かれたと思うんですけども、いかにせんなかなか活用は、その程度で済まされているということなんですけれども、例えば小学校とか中学校へ出向いて講座をやるとか、そういったこともできますし、やりは3メートルほどで長いわけなんですけれども、そういったことも含めてやっていただいて、もう少し広くPRをするということで、今、御嵩は可児才蔵を売っていくということですので、せつかく170万円もかけたやりでございますので、そういった活用方法も生涯学習課だけじゃなくて、まちづくり課と連携しながらやっぱりやっていただきたいと思いますので、今後はそういったふうに広くPRをやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（大沢まり子さん）

答弁はよろしいですか。

8番（奥村 悟さん）

よろしいです。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男さん。

12番（谷口鈴男さん）

一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書の19ページをお願いしたいと思います。

税務課の関係で、固定資産税について少しお聞きしたいと思いますが、昨年度の決算の折にもこの話が出ておるとおもいますけれども、空き家などの所有者不明、相続人不明などの固定資産税の取扱いについて、昨年税務課長は、空き家、所有者不明の建物、土地というものが現に存在しており、調査をかけて相続人等を把握しつつ、納税の見込みがないと不納欠損を行うという表現で話をされたと思うんですが、今年度、この不納欠損128万5,858円がいろいろ滞納繰越分の中で不納欠損の処理がなされておるということでありますけれども、これは今年度の不納欠損の中に、先ほど申したような納税の見込みがない認定というのはどういう形でまわられたかという、その辺のところを少し説明をしていただければありがたいと思いますが。

議長（大沢まり子さん）

税務課長 丸山浩史さん。

税務課長（丸山浩史さん）

谷口議員の質問にお答えをいたします。

所有者不明の固定資産というのが全国的な問題になってきていることは谷口議員も御存じのとおりと思います。それで御嵩町においても、相続等がされていなかったりというようなことで所有者不明のものが一定数存在する、固定資産納通、全部発送のうち、0.6%ぐらいの件数については送達ができないというような状態になっています。そういうもののうち、相続、戸籍等の調査から入っていきますので相当な時間がかかってくるという中で継続的に調査は行っております。調査の結果13件ぐらいは賦課替えをして新しい納税者に納通を分かった時点で発送し、徴収につなげています。まだ、41件ほどが継続調査中ということで、その方については5年間の時効がございますので、時効によりその前のもの、調査中のものはどうしてもやむを得ないというところで、地方税法に基づきまして不納欠損という扱いになっています。以上でございます。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子さん）

12番 谷口鈴男さん。

12番（谷口鈴男さん）

現在鋭意調査中であるのが41件ということでありますけれども、これは時効の関係とそれから調査の方法、この2点が分かれば教えていただきたいと思いますが。特に、土地・家屋、不動産等については実態的にはものがあるわけですので、所有者不明であるとか相続人不明というのはどういう状況になった場合に不納欠損に認定をしていくのか。非常に難しい部分はあると思いますが、その辺のところの基準を明確にしておく必要があるのではないかなと思いますので、先ほどお尋ねした2点について教えていただければありがたいと思います。

議長（大沢まり子さん）

税務課長 丸山浩史さん。

税務課長（丸山浩史さん）

質問にお答えをいたします。

調査については、死亡者の戸籍、それから相続人の戸籍・住所等、裁判所への相続放棄の確認等の調査を行っております。相続人が特定した場合については、納税義務者の変更をして納税通知書をご方にお送りするというところでございます。

それから、調査継続中建物がある以上は課税が毎年されていく、5年間で時効ということになりますので調査中のものは5年前のものから落としていくというような格好を取っているのが御嵩町の現状でございます。以上です。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子さん）

12番 谷口鈴男さん。

12番（谷口鈴男さん）

そうすると、時効期間5年の期間と、もう一つは納税者の認定不能の場合、この2点について不納欠損の対象になっていくと、こういう理解でよろしゅうございますね。

議長（大沢まり子さん）

税務課長 丸山浩史さん。

税務課長（丸山浩史さん）

当町の場合はそのような取扱いで行っております。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

主要な施策の36ページの新庁舎等木材調達事業ですけど、これには町債で市町村役場機能緊急保全事業債というのを使っているんですけど、不確定な話で申し訳ないんですけど、この木材についてちょっと用途をひょっとしたら変えるかもしれないという話が出ていたと思います。小学校とかそういうところに使うのではないかという、その場合において、この起債を使っているのに使用用途が変わるんで若干矛盾が出てくるんじゃないかなというのがありまして、その矛盾が出ることによって何らかの不都合が起こらないかなというところを確認したいのでお願いします。

議長（大沢まり子さん）

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、今の清水議員の質問にお答えさせていただきます。

木材保管に関する起債の充当についてということでよろしいですかね。木材保管費は建設資材等の業務委託の一部であり、庁舎建設のための経費ということになっております。起債の内容については、県との協議を経て総務大臣の同意を得ているものでありますので、特段問題はないというふうに思っております。今回の借入れに関しては、令和5年度の事業に対する借入れなので、今後の方針、第三者委員会の報告の後に決定したものでありますので、今後の役場債がどのようになるのか分かりませんが、町にとって有利な手法を取り入れながら進めていきたいと思っておりますので、特段問題はないというふうに考えております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子さん）

7番 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

すみません、くどいようですが学校とかに使っても何ら問題ないというところをお答えください。

議長（大沢まり子さん）

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

令和6年度以降のお話になるので起債の充当等は今のところ充てておりませんので、今現在、令和5年度の決算に関しては問題ないというふうに見ております。以上です。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これで認定第1号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第1号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、認定第1号につきましては総務建設産業常任委員会に審査を付託しましたが、民生文教常任委員会の所管部分につきましては民生文教常任委員会で審査をしていただき、総務建設産業常任委員長にその審査結果の報告をしていただきますようお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

次に、認定第2号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで認定第2号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第2号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（大沢まり子さん）

次に、認定第3号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第3号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第3号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（大沢まり子さん）

次に、認定第4号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第4号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第4号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（大沢まり子さん）

次に、認定第5号 令和5年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男さん。

12番（谷口鈴男さん）

1点だけ確認をしたいと思います。水道事業会計決算報告書の1ページです。

ここの支出の部分の第1項営業費用、補正予算額410万円、これは昨年12月の定例会で補正として上げられたものと記憶しておりますけれども、四百云十万円の補正予算の内訳は営業費用として、水道施設修繕費300万円を補正したものでありますけれども、補正後の修繕費の予算額が全体で2,700万円、決算書の20ページの修繕費が2,300万円ということで満額を執行されておりましたが、これを補正したにもかかわらず、不用額として上がっておる、これはどうということなのかということですね。

予算執行は柔軟に行われているはずであります、その辺の説明をちょっとお願いしたいと思います。

議長（大沢まり子さん）

上下水道課長 可児英治さん。

上下水道課長（可児英治さん）

ただいまの谷口議員の御質問にお答えをいたします。

12月の段階ではかなり、漏水の修理とか機器の修繕とかそういったものが発生しておりまして、そのペースでいきますと12月の判断では3月まではちょっと予算的に足りないという判断をいたしました。今申しましたような機器の故障、また漏水の修理等につきましては突発的なものでございますし、すぐに対応しなければいけないということがございますので、12月の時点ではそういった予測の下に補正をさせていただいたということがございます。お願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子さん）

12番 谷口鈴男さん。

12番（谷口鈴男さん）

これは営業費用ということで、概算で恐らく確保されたんであろうと思うんですけども、しかし、補正額以上に不用額を出すというその辺の見込みというのはどうかなと思うんですね。確かに、水道事業につきましては予算額については消費税を見込んだ形で行われている。しかし、決算額については消費税抜きで計上されてきますので、その辺のそごというのが非常に難しいのか、不用額が出てくる原因になるのか分かりませんが、その辺のところは課長としてはどういう考え方をお持ちでしょうか。

議長（大沢まり子さん）

上下水道課長 可児英治さん。

上下水道課長（可児英治さん）

先ほど申しましたように、やはり水道は漏水修理とかをすぐに行いまして町民の生活に迷惑をかけないようにということで、ある程度の余裕を持った予算の確保というのはお許しいただきたいと思います。

先ほどの消費税の話でございますが、こちらにあります19ページからの収益費用明細書でございますが、これが税抜きということでございます。これは5ページの損益計算書も税抜きでございますので、こちらの明細を説明するものとして同じ税抜きの表としてこちらのほうにお示しをしているということでございます。以上です。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第5号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第5号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（大沢まり子さん）

次に、認定第6号 令和5年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第6号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第6号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（大沢まり子さん）

以上で本日の日程は終了いたします。

なお、9月18日に民生文教常任委員会、20日に総務建設産業常任委員会をそれぞれ開催していただきますようお願いいたします。

次の本会議は9月26日に開会しますので、よろしくようお願いいたします。

これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時10分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 まり子

署 名 議 員 清 水 亮 太

署 名 議 員 奥 村 悟

